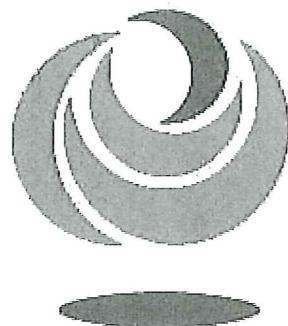


平成 26 年度  
国土交通省税制改正概要  
(抜粋)



国土交通省

平成 25 年 12 月  
国 土 交 通 省

# 平成26年度国土交通省税制改正概要(主要項目の概要)

## I. 安全・安心の確保と地域活性化

### 1. 都市の魅力の向上・土地の有効利用の促進

- ①都市再興に向けた都市機能の整備の推進のため、以下の措置を創設
  - ・都市機能誘導区域(仮称)の外から内への事業用資産の買換特例(圧縮記帳 80%)
  - ・誘導施設(仮称)の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例(居住用資産:100%繰延べ) 等
  - ・誘導施設(仮称)とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税及び都市計画税の特例措置(5年間4/5に軽減)
- ②優良住宅地等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の軽減税率(長期譲渡所得金額2,000万円以下の部分 所得税:15%→10% 個人住民税:5%→4% 等)の3年間延長
- ③土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の3年3ヶ月間延長(法人税等)
- ④相続税等の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除(現行1/2→全額免除)

### 2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置(戸建て3年間、マンション5年間1/2)の2年間延長
- ②老朽化マンションの建替え等の促進のため、以下の措置を創設・延長
  - ・構造耐力が不足している老朽化マンションの建物敷地売却等に係る特例(区分所有者が組合に当該区分所有権を売り渡す等の場合の課税の特例(所得税・法人税等)、組合の事業手続における区分所有権等の移転に係る課税の特例(登録免許税・不動産取得税)等)の創設
  - ・マンション建替事業に係る特例措置(権利変換手続開始の登記等に対する非課税措置)の2年間延長(登録免許税)
- ③認定長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置を2年間延長
  - ・所有権保存登記(一般住宅 0.15%→0.1%)、所有権移転登記(一般住宅 0.3%→戸建て0.2% マンション0.1%)に係る軽減税率
  - ・不動産取得税の課税標準からの控除額の特例(一般住宅 1,200万円→1,300万円)
  - ・固定資産税の新築住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長(戸建て3年→5年、マンション5年→7年)
- ④居住用財産の買換え等に係る特例措置(譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除)について、譲渡益に係る課税繰延べの場合の譲渡資産価額要件を見直したうえで2年間延長(所得税等)

⑤中古住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化のため、以下の措置を創設・拡充

- 1) 買取再販事業者により一定の質の向上のための改修工事が行われた中古住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置(所有権移転登記(一般住宅 0.3%→0.1%) ) の創設
- 2) 中古住宅取得に係る住宅ローン減税等の特例措置の拡充(中古住宅を取得し、入居前に耐震基準への適合が確実な改修を行う場合、住宅ローン減税、贈与税及び不動産取得税の特例措置の適用を可能とする。)

## II. 成長戦略の推進

### 1. 設備投資の促進・産業競争力の強化

①既存建築物(非住宅)の改修投資促進のため、以下の措置を創設

- ・ 耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の特例措置(特別償却(25%)、固定資産税の減額措置(2年間 1/2))の創設
- ・ 生産性向上設備投資促進税制の対象として、省エネ設備(LED・断熱窓等)の取得等をした場合の特例措置(即時償却又は税額控除 5% 等)の創設

②港湾の耐震対策の推進のために行う、民有護岸等の改良により取得した施設に係る特例措置(特別償却(20%))の創設(法人税)

③浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用設備(止水板、防水扉等)に係る固定資産税の特例措置(5年間、課税標準を市町村の条例で定める割合(2/3を参酌)に軽減)の創設

④船舶のバラスト水処理装置の搭載に関する一括損金経理を可能とする取扱の明確化(法人税)

⑤国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の特例措置(税率 4/1000→3.5/1000 に軽減)の2年間延長

⑥トラック、内航貨物船、その他機械装置等に係る中小企業投資促進税制(特別償却 30%又は税額控除 7%)の3年間延長及び中小企業の生産性向上設備(ソフトウェア組込型装置を含む)について即時償却又は税額控除割合の引き上げ等の拡充(法人税・所得税等)